

第六回東久留米市公共施設使用料のあり方検討委員会

平成24年6月19日（火）

702会議室

午前10:00～

委員長

本日の議題1、減額・免除について入ります。事務局から説明をお願いします。

事務局

説明に入る前に、本日の資料のご確認をお願いしたいと思います。資料1、使用料の減額・免除規定の基本的な考え方（案）。資料2-①、施設使用料の減額・免除一覧表（現状）です。資料2-②、施設使用料の減額・免除規定の見直し。資料3、地区センターのお風呂について。資料4、東久留米市の使用料改定サイクルの考え方。参考資料と致しまして、施設使用料の減額・免除の一覧表の、後ろのほうになりますが、件数の入ったものと金額の入ったものになります。また、参考資料になりますが、関連法令ということで抜粋したものをお出ししております。

それでは、議題の減額・免除について、ご説明します。これは、これまでの繰り返しのようになりますが、共通業務運用指針、それから庁内検討委員会報告書で述べられておりますが、施設の使用料については、本来施設を利用される市民の方々が等しく負担していただくことが、利用しない人との負担の公平性の観点から必要なものであるといったこととお話ししてまいりました。

今回の検討の公共施設の利用、使用料といったところに関しては、各施設を市民の方々が利用することについては、その施設の、例えば会議室等については、その部屋をその時間帯において、特定の方々がその場所を占有して使用するといったところがあります。こういったところは特化した所ですが、その場所のその時間帯は、要するにほかの方々、ほかの市民の方々は利用することができない状態になるといったところの側面があります。

それから、各公共施設については、設置当時は建築費用も掛かっておりますし、その財源については市民の方々からの市税、国や東京都からの補助金等ありますけれども、また借入金といったところがございます。また、ランニングコストについても、市民の皆さま方が、平等にそれぞれ負担している税金によって賄われているわけがございます。とりわけ利用する人と利用しない人がいる中であって、その負担の公平性の観点からも、利用する方は、例えば維持管理費等に掛かる一定のご負担をいただいでいくといったところが、原則必要になってくるものと思っております。

こうしたことを十分踏まえる必要と、一方で市民の方々の健康増進など、行政サービスをこういったところに提供をするといった観点から、多くの方々に利用していただけるものにしていかなければならないといったことがございます。こういったことも十分認識された上で、これから本日の検討になりますが、減額・免除がどうあるべきか、そのあり方について検討していただきたいと思っております。

それと同時に、これまで十数年になりますが、減額・免除、算定方法の見直しがなされてこなかったという現状がございます。当時から時代も大きく移り変わってきているということが言えます。高齢化率、将来的には30%を超えていく超高齢社会が迫ってきております。そういったところを背景に、利用する構成員にも変化が生じてきている、見られるといった中で、これまでと同様の取り扱いでいいのかどうかといったところの側面もあります。こういったところについて一考の必要があります。

本日の検討委員会では、先ほど申し上げた共通業務運用指針と、庁内検討委員会報告書で示された内容を踏まえまして検討するにあたっては、まず前提となるのは減額および免除は例外的な措置であって、あくまでも特例の扱いであるといった、原則・考え方に立ってご議論をいただければと思います。

こうしたことを踏まえる中で、資料1をご覧くださいと思います。考え方として、5つほど挙げさせていただいております。

まず1点目でございますが、これは先ほど申し上げたように、減額・免除についてはあくまでも特例の扱いを前提とするといった考え方に立つというところで挙げさせていただいております。

2点目は、現行の各施設の減額・免除規定につきましては、個々の施設ごとにそれぞれ規定が定められているところでございます。施設によっては規定があったりなかったりといったところ、統一性というところになります。それから、それぞれに規定の文言表現がまちまち混在していたりするといった部分が散見されます。そういったところで規定については、利用対象者や施設によって異なることなく、可能な限り統一化を図ることが必要ということで、ここに挙げさせていただいております。規定の統一的整理をすることで、負担の公平性を損なうこともなくなってくるものと考えております。

3点目としましては、現行のそれぞれの規定の中で、施設によって特有の規定が存在しております。当該施設の設置の目的に合致しない趣旨の団体等への適応の見直しによって、規定自体を削除するなど、整理が必要です。

例えば地区センターを取ってみますと、老人福祉法によって、高齢者の健康増進などの目的を持って設置されたものでありますけれども、老人施設機能部分、コミュニティ施設機能部分に分かれます。コミュニティ施設の部分の所についての免除のあり方、規定、それから、一般の公共施設で例えますと、例えば市民プラザを例に取りますと、ここはコミュニティ施設という位置づけになるかと思っておりますけれども、その目的は市民全般に渡るものであります。高齢者の方々が利用する場合においても、一般利用者と同等の取り扱いが望

ましいのかどうかといったところのご検討をお願いしたいと思います。

そのほか、こちらは参考資料のほうに記載しておりますけれど、障害者基本法の法令の規定もございます。こういった法令に基づくものもありますので、こういったところの法律も踏まえる必要があります。

参考資料の障害者基本法においては、経済的負担の軽減として、「公共的施設の利用等の減免を講じなければならない」と定められております。この法律にのっとり、障害者の方々が利用する各施設については、減額なのか、あるいは免除なのか、そういったところの検討が必要です。あくまでも軽減をうたった法律ということがありますので、これを踏まえたご議論をお願いしたいと思います。

その下には、老人福祉法の規定を記載しております。この老人福祉法は、老人福祉センター、要するに本市で言えば地区センターに当たります。ここについては、先ほど申し上げた老人福祉機能の部分、ここについては現在無料で、減額・免除という規定自体がありません。

ただし、規定の中では「無料」または「低額な料金」と付されております。そういったところからすると、これにのっとり、今のままの無料としておくのかどうかといったところと、低額な料金、法律上は徴収できないとは書いてありませんので、そういったところをどうするかということがあります。高齢者の方々の健康増進といったところ等を目的としてきたわけでございます。そういったところも認識して地区センターの老人福祉機能部分に限っては、軽減していくのかどうかといったところの議論になると思います。

4点目、抽象的の文言です。抽象的でいかようにも解釈できる規定をどうするのか。例えば減額・免除規定の中で、ほとんどの規定において、「市長が特に必要と認めたもの」という規定がございます。この規定の取り扱いをどうするのかということがあります。削除するのか残すのかといったところがございます。

この規定、「市長が特に認めたもの」というのは、例外的なもの、要するに真にやむを得ないものに限定する必要があると思います。この規定、解釈によっては拡大解釈につながりかねないといったこともありますので、そのあたりを念頭にご議論いただければと思います。

それから、あいまいな文言表現としては、このほか、例えば、「全各号」のほか、「これに準ずる事由があると認めるとき」、「教育委員会が認める団体」あるいは「関係団体」といった言い方。そういったところの文言も規定の中に存在しておりますので、これらについての解釈についても、広がらないように規定の整理を、できる限り明確にしていくといったところが必要になってくると思っています。

最後に、5点目になります。これは、東久留米市は指定管理者制度の導入が図られてきたという現状がございます。これを踏まえて、指定管理者が主催してその管理を運営している施設を利用する場合においては、市が主催する事業と同様の取り扱いとすべきと考えますので、ここについては免除規定を新たに設けさせていただきたいということがご

ざいます。

このほか全施設の共通の適用というところがございます。これは、先ほど申し上げた市の主催の事業です。

事業については、全施設の規定において免除で統一化していきたいという考えがあります。あたりなかつたりと規定にばらつきがありますので、そこを統一していきたいと思

います。それから、市が共催して施設を使用するとき、これは、庁内検討委員会の報告書の中で、「市の主催事業以外の減額・免除は行わないことが望ましい」といったところの見解が示されており、ここについては共通して、全施設において削除していきたいといった考えがござ

います。それから、官公署、これは田無警察署とか保健所とか、東京都とか、そういった所の官公署についても、規定されていない施設が見受けられます。官公署の主催する事業については、全施設統一的に免除ということで改めていくべきと考えます。

以上が、基本的な考え方です。

それでは、資料2の説明をさせていただきたいと思

事務局

資料2-①になります。前回資料でお渡ししたA3版の資料を、字が小さかったものから分割してA4版にしてお渡ししました。また、ある程度まとめております。2-①のNo.1、No.2ですが、こちらがコミュニティ施設関連として地域センター、コミュニティホール東本町、市民プラザ、男女平等推進センターでまとめております。No.3、4については、福祉施設関連でまとめております。No.5、6については教育施設関連でまとめてお

ります。横の欄が、施設ごとになっておりまして、縦の欄が、まとめておりますが、主催、共催、公益、福祉対策関係団体、自治会等でまとめております。

見方としましては、網掛けの部分が、現在、その施設が減免となっている規定になります。空白の部分については、そこには減免規定はないと思っていただければ結構です。

資料2-②については、資料2-①の資料を空白としていますので、メモ書きに使っていただければと思

います。こちらにつきましても、コミュニティ施設関連と福祉施設関連と教育施設関連で分けております。続きまして参考資料になります。参考資料は、各施設の減免規定毎の減免金額と申請件数になります。資料説明については以上です。

委員長

今、お二方に説明をいただきました。何か質問がありましたらお受け致します。

〇〇委員

使用料の減額・免除規定の基本的な考え方の2番目のところに、減額・免除制度を適用することにより、利用者が固定されてしまうことや、本来的な負担の公平性が損なわれることのないよう、規定は利用対象者や施設によって異なることなく、可能な限り統一化を図る部分について、大変いいと思いますが、「利用者が固定されてしまう」の部分ですが、確かに、そのような傾向はあります。しかし、一概にこれだけとは言えないと思います。といいますのは、現在の減額・免除の制度は、福祉を目的にするような法律に基づいている部分があると思うからです。

一方的に利用者が固定されてしまうと切り切っているのかどうか。もう少し深く裏側を考えると、そういうことによって、いろいろと保護を強く求める人たちと、法律に基づいて、要するに法律の福祉、あるいは健康維持と、そういうふうな趣旨に基づいて、やはり免除なり減額ということが相当だという考え方で来たと思います。

そして、それによって固定化はされましたが、また固定化の傾向にある、そういう施設によって、定期的に皆さんがいろいろと活動をされて、そして健康維持ですとか、あるいは福祉向上ですとか、そのような法律に基づく趣旨の目的達成と言いますか、活動をしています。

ですから、そういうことがありながら、さらに、やはり利用者の固定ということは、負担の公平性から言うと若干問題があるということで、そして利用者が負担という原則から考えると、やはり多めに検討せざるを得ないのではないかと、今その立場で来ていると思いますが、固定されてしまうということだけを打ち出した。今まで「健康に」だとか、あるいは「福祉向上」だとかいうことが、その上にあり、そのうえでやはり利用者の固定とか、そういう負担の公平だとかを考えると、もっと考え直さざるを得ないのではないかとというような意味合いの言葉にしていきたい。

委員長

ありがとうございます。今、〇〇委員から出ましたが、今のお話についてよく分かります。これは次の文章で「本来的な負担の公平性」を打ち出すために、こういう文面になったと思います。このへんのところの工夫は、事務局はどうですか。

事務局

この文章の構成として、やはり列記したかたちになりましたが、前段というのは確かにいろんなことがあると思います。そう取られてしまうことがありますので、ここは少し言い方を変えるかたちを取らせていただきたいと思います。この言い方を取るか取らないかということもありますので、事務局にお任せ頂きたい。

委員長

わかりました。また報告書の素案の中で工夫していきたいと思います。

〇〇委員

今、資料1の一番下の文の説明の中で、市の主催は全て免除。それと、共催についての減免についてはしないということによろしいでしょうか

事務局

そうです。

〇〇委員

文化協会では、26団体の96グループがいろいろな活動をするうえで、共催とか後援を受けていたりしています。また、その後に関連したところで質問したいと思います。

委員長

少し、途中ですが、今回の検討は、今までの減免の規定を見直すというよりは、むしろ、何もないところから作り上げていきたいと考えています。このことを共通認識し、ご討議して頂ければと思います。

委員長

では、使用料の減額・免除規定の基本的な考え方(案)の案を取り、進んで行きたいと思います。なお、〇〇委員からご指摘のあったことについては、素案の中で配慮していただくこととします。

資料については、コミュニティ施設関連、福祉施設関連、教育等施設関連で分かれています。今、受益者負担の問題で私たち協議を重ね、受益者負担を基本に考えるということで話を進めてきたわけですが、それと庁内検討委員会の報告書、これも前回事務局からもお話をいただきましたが、その基本を考えると、極端ですが、市と教育委員会の主催以外については徴収していくという考えで会議を進めて行きたいと思います。いろいろな施設のそれぞれの歴史、地域の状況という問題については検討の余地はありますが、基本的には、徴収していくという考えの中で、それぞれのご意見を頂戴することで整理していきたく思っております。その点はいかがでしょう。では、表にのっとなって進めて行きます。

副委員長

資料の中でコミュニティ施設関連、福祉施設関連、教育等施設関連とあって、それぞれ一番左の主催、共催、公益社会福祉団体、自治会等、それぞれが各施設によって減額され

たり免除されたりしているということでしょうか。

事務局

そうです。

副委員長

資料の一番左のところが、適用の一覧表ですか。

事務局

そうです。

副委員長

結構多いですね。

事務局

これだけ統一が図れていないということ分かればよいと思ひまして、列挙させていただいております。

委員長

それでは、最初にコミュニティ施設関連、これは地域センター、コミュニティホール東本町、市民プラザ、男女平等センターになります。

それでは資料の一覧表を見ながらご検討をお願いしたいと思います。市や教育委員会の主催については、統一的に免除ということによろしいでしょうか。

〇〇委員

この公益性は非常に大きいですから、免除ということが当然だと思います。

事務局

先ほど事務局からご説明したところでは、市・教育委員会の主催以外は免除はしないんだという話をさせていただきました。ここで申し上げますと、社会福祉協議会、それからシルバー人材センターといったところが、今現状、男女平等センターを抜かして免除になっています。そこを、一番上の市・教育委員会が主催するものについては免除とご了承いただけるのであれば、社会福祉協議会、それからシルバー人材センターについてどうするのか、ご検討いただければと思います。

〇〇委員

私が個人的に考えるのは、小学校・中学校、高校生までを子育て、教育関連として、免除。しかし、教育委員会で登録している団体、いわゆる成人団体、一般団体と言うのでしょうか、そういう大人の方たちも免除されているとするのならば、検討の余地があるのではないかと考えています。

また、全ての施設について、先ほどの基本的な考え方で統一するという点については非常に分かります。ただ、一般団体についての減免について実態が分かれば教えて頂きたい。

事務局

各団体の話になりますと、これはまた整理していく必要があると考えています。今、登録されている団体については、そこがあいまいな部分があり、それをどうするのかというところはあります。これは教育施設のところで、また検討すべきと考えています。

事務局

補足説明します。社会福祉協議会、シルバー人材センター、この2つの団体については、補助金を市から支出をしております。仮に免除の規定を削除するならば、つまり使用料を頂くということになると、補助金にそれがまた上乘せになってしまう可能性もあります。これは考え方でございますので、自主財源でやるべきだという議論があれば、それは別に免除する必要はないと考えます。

共催は、市と一緒に団体と2つの名前で出す場合です。その場合、さっき事務局でご説明したように、共催規定が厳格に運用しにくいものとなっています。

主催は教育委員会であろうと市が主催であろうと、使用料なしでやっております。次に、公益については官公署でございます。本来規定に、官公署の使用の場合は減免するという規定がなければいけないのですが、わが市の場合はそこが入っていない施設もありますので、現実には「市長が特に認めるもの」のようなかたちでの運用になっています。そういう意味では、そこは厳格化をしてきちっと入れるべきだと事務局では考えています。

福祉対策関係団体については、先ほどの〇〇委員がお触れになっているように、さまざま法令がございます。使用料を取れる規定もありますし、取るべきではない規定も入っているものもございます。ここについての一つの課題は、市の施設はそれぞれ行政目的を持った施設でございます。例えば、教育施設であれば、教育関係団体は減免というのはありますが、結果的にその教育関係団体というものを、どこまで教育委員会が、認めるのか、その点が、ある意味曖昧な部分になっています。

〇〇委員

私は2つの団体に入っており、生涯学習センターを利用させてもらっています。登録団体をみると、例えばダンスをすとか、極端に言えば将棋でもマージャンでも、免除にな

っています。一方は、地区センターの場合は60歳以上であれば無料。学習となると若い人がいても免除になっているようです。というように、この減免の制度が、先ほどお話があったようにかなりバラバラだと思います。

〇〇委員

地区センターの場合に、先ほど話が出ていた設立の目的がしっかりしています。ご存じのように、地区センターの場合、老人福祉のための老人福祉センターという意味合いが強い。また、通達がありまして、やはり無料でお貸しするということになっています。

ここにも書いてある通り、実際には、もし利用で経費を取る場合にあっては、直接必要な経費以下の額とすると通達が来ております。地区センター、60歳以上の方に関しては、高齢者の方が健康の増進のためにある施設ですし、そのために市としても設けています。

その中において、今、東久留米市の場合が一番いい例ですが、高齢者が約23~24%になっていますが、介護を実際利用されている方が、東久留米市は十何%で、26市の中で下から数えたほうが早い。要するに、健康で元気な高齢者の方が多いというのが東久留米市の特徴です。

だから、地区センターでさまざまな活動をしていただいて、皆さまが健康でいていただけるということが、われわれ福祉保健部の目的であります。

〇〇委員

地区センターについては、最初にできたのは1階の娛樂室とお風呂。その次に、会議室っていうのを作っていると思います。会議室については、これは違うのかもしれませんが、生涯学習センターなどと、利用するほうから見ると大体似ているものではないでしょうか。

〇〇委員

設立の目的が、もともと地区センターは、高齢者の方が優先的に使用でき、健康増進のためにある施設になります。健康の増進や教養の向上、レクリエーション、そういうものを目的にする施設と、今みたいに生涯学習センターは市民全体の方が利用している施設の違いがあるのではないのでしょうか。

〇〇委員

そういう中で、その中間的なものが地域センターかなと思っているのですが。地域センターは、1階は老人ですけど、2階は会議室になっています。

〇〇委員

各地域センターについては、中で地区センターと地域センターに分かれています。しかし、利用者の方にとってはそのようなことは分かりにくいとは思いますが。

われわれ担当部のほうから言わせていただくと、目的がしっかりしている、老人福祉センターというかたちで、老人の健康の増進だとか、教養の向上とか、そういうレクリエーションを図る施設というのと、生涯学習センターだとか地域センターの市民全体を対象としている施設とは少し違うと考えます。

〇〇委員

確かにそうですが、その目的と実態が少し違うように感じます。先ほどの利用者の固定化というのと同じように、朝から晩まで1つの団体が使うというのは、高齢者の健康のものとは少し違うのではないのでしょうか。

つまり、広く地域の人がみんなが来て利用するというのであれば、それはおっしゃるような目的にかなっていると思いますが、1つの団体が朝から晩まで占有してしまう、それが固定化されてきているということになると、少し目的と違うのではないのでしょうか。

〇〇委員

やはり、今の地区センターの老人福祉の目的で建てているものです。国などからの補助金を頂いて建てているものですから、それを、生涯学習センターのような全ての市民の方にとということになってくると、もともと建物の補助金を返還して、もう一度全部整理をしないといけないかと思えます。

〇〇委員

そういう観点ではなく、受益者一部負担、そういう原則に立てば、先ほどの地区センターの老人福祉法にのっとりた免除だとしても、負担が可能ではないかと思っています。またそれが、この公共施設の検討委員会のあり方の一つの目的だと思います。

福祉関連の施設のところまで議題が行っているとするれば、やはり一部負担というのは原則と申しますか、検討委員の中の総意が得られれば、そのような方向性も答申の一つと、個人的には考えます。

これが、もちろん〇〇委員のおっしゃるように、補助金をもらっているなどの制約があるならば、それは一つの行政側の考えもあるとは思いますが。

私も65歳ですけど、初めて退職して知ったことですが、非常に優遇されているような気がします。「男の料理教室」60歳以上だと、地域センターで無料なのですが、「えっ？」と思いました。「それでいいのかな」と、個人的は感じました。

委員長

整理します。市・教育委員会の免除とありますが、これはよろしいでしょうか。

〇〇委員

免除でいいと思います。

委員長

それでは、免除とします。次に社会福祉協議会とシルバー人材センターがありますが、これについては、指定管理者のことも絡んではいますが、この場面では、免除についてはなしということによろしいでしょうか。原則論から言えば免除はなしですから、なしとします。

それから共催については、今事務局からの説明がありましたが、これについても、免除はしないということにします。次に官公署。これについては、田無警察はこの市にありませんが、交通問題などいろいろな施設を使うことが、実際にはあると思います。

事務局

実体としては多くはないが、ないとは言い切れないと思います。

委員長

例えば自転車の乗り方とか、防犯のご指導、〇〇委員、ご専門ですが、どうですか。

〇〇委員

警察からの講演など、秋に何回かあります。その都度、免除していただくか、主催する自治会が払うか、そのへんがとても、難しくなっております。

委員長

そうですね。これについては、消防署は東京都に移管しました。そうすると、今度は消防署の消防訓練などがあると思います。これは年間、必ず行事としてはあります。

この官公署については免除、現在、減額という施設もありますが、ご意見ありますか。

〇〇委員・〇〇委員

はい、結構です。

委員長

官公署については免除とします。

事務局

今の官公署については、ほかの福祉施設関連、教育等施設関連についても関係してきますので、事務局として全ての施設を免除と考えております。そういうことによろしいでし

ようか。

委員長

結構です。

委員長

主催から公益まで、順次整理ができました。次に進みます。

これは、福祉関係団体等ですが、今、免除になっていますが、原則論から言えば全部免除規定はなくすことになるかと思いますが、いかがでしょうか。障害者のところは、特にご意見いただくようになると思います。事務局にお伺いしますが、障害者基本法について触れてくれませんか。

事務局

障害者基本法は、身体障害者の方、それから知的障害者の方、それから精神障害者の方、この3つになりますが、この3つについて、障害者基本法の中で定められているところになりますので、これはひとくくりとして、統一していくことは可能と考えています。

この障害者基本法に基づけば、障害者および障害者を扶養する者の経済的負担の軽減を図るといったところの規定があります。このことから、「公共的施設の利用料等の減免その他の必要な施策を講じなければならない」と規定されております。これに基づくところでは免除なのか、それとも減額なのかといったところになるのではないかと考えています。

事務局

ここはあくまでも障害者基本法が優先されますので、基本はやはり免除か減免かどちらかの選択肢しか、事務局としてはないと考えています。その際、わが市は、減額にするのか免除にするのか、そこだけをご検討いただくことが必要なのかと思います。

〇〇委員

障害者基本法にのっとして、障害者に関しては免除か減額にしていいただければと考えます。

〇〇委員

免除でいいと思います。

事務局

補足いたします。この場合、身体障害者手帳、療育手帳、要するに「手帳を提示する者およびこれらの者の介助者が利用するとき」となっております。介助する健常者の方がい

た場合は当然無料になります。つまり、利用者の中で手帳を持っているということであれば、これの対象にはなるというのが、今の考え方です。

〇〇委員

市役所にはエレベーターがあるので7階をお使いになられても、必ず介護者がいらっいます。ここが一番の弱者かなと思っておりますので、私の意見としては免除していただければと思います。

副委員長

市民プラザ、地域センターは免除で、男女平等推進センターは免除になっていません。施設毎にの免除規定がバラバラだからですが、それも統一したほうがいいと思います。

〇〇委員

私もしたほうがいいと思います。

〇〇委員

地域センターや地区センターは高齢者が使う回数が多い状況です。行ってみますと、30人の団体も、高齢者の団体も、申し込むときはみんな平等で申し込みます、優先使用ではありません。中央地区センターへ行きますと、囲碁の日は本当に入りきれないほど、みんなさんやっています。その中では、みなさんいきいきとして、何か自分たちが仲間同士でもってお互いに励まし合ったり、あるいは教え合ったり、やっています。それが一つの老人の健康にもつながり、そしてまた福祉の向上にもつながるというわけです。

そういう点で、使用料が徴収されるとなれば、回数も多いですから非常に辛いことになります。そういう点で、配慮していただければ本当にいいなと高齢者の立場として思います。

〇〇委員

今の意見については、おっしゃるとおりと考えます。ただ、地区センターには通達があります。障害者と少し違いますが、障害者は障害者基本法があり、全ての施設に対し減額・免除するようにとあります。

ただ、〇〇委員がおっしゃるとおり、担当部と致しましては、本当に今の東久留米の実状は、介護保険料が、近隣市の中では非常に低い状況です。つまり、本市の高齢者がいかに健康で活躍なさっている方が多いかということわかります、私どもは、それを何とか維持していきたいと考えており、いろんな施策をやりながら頑張っていきたいと考えています。

〇〇委員

地域センターについて、高齢者の免除については 4,689 回。それはコマ数ですので、会議室一つ一つということでは相当な数だと思います。やはり、基本的な考え方を照らし合わせますと、免除ということは、少し考え直さなければいけないと考えます。

男女平等センターですが、ここは、市の主催だけが免除になっています。福祉対策団体についてはございません。これは、設置目的が男女平等参画推進をする団体に限られているからです。

〇〇委員

コミュニティ施設関連に限定させていただければ、私は老人福祉法の関係団体については減額と考えます。母子、児童、障害者については、私は現行通りの免除でいいのではないかと考えます。

委員長

免除ですか。

〇〇委員

社会的弱者になるとしますので、免除がふさわしいと考えます。

もう少し説明いたしますと、元気な高齢者がいるのはもちろんありがたいことですが、市の現状を考えますと日本全体がそうですが、少子高齢化の少子のほう、非常に問題だと考えます。

ですから、今の子ども達が子育て世代に、より市の体制を使っていただくようにするためには、高齢者が、もっと言えば 70 代、80 代の方が、誤解のないように言えば、いわゆる医療・介護・年金について十分恩恵を受けてきています。そういった高齢者の方が、弱者と言うより、そういうことではなく、ツケを、子どもの世代、孫の世代に残さないという意識をもってもらいたいと思います。

われわれ年配者が市の財政が苦しいこの中で、今まで確かに恩恵を受けて元気な老人が多いわけですが、少しは負担してみようかと思ってもらいたい。そういう子どもの世代、孫の世代に、いろんなツケが、この使用料だけではないのですが、市の財政全般を考えれば、そういう時期に、まったなしのところに来ています。私としては、一部負担の導入をお願いできれば非常にありがたいと思います。

〇〇委員

〇〇委員のおっしゃっている「母子および」について、この表現だと、その会議をするというかたちの関係団体だと思います。子どもを連れてってということはないと思います。が、その内容について、それからその回数ほどのくらい頻繁にあるのでしょうか。関係団

体が分かっていたら教えていただけませんか。

副委員長

地域センターだけでこれだけ意見が統一できなくて、あと残された教育関連の施設まで行くには、時間があっても足りないと思います。基本的なものが決められれば、それに沿って他の施設も決めていけるのではないかと思います。

委員長

原則論から言えば、免除はなくす。しかし、社会的弱者の部分については減額ということでまとめられればと考えます。ここで、休憩を取りたいと思います。

事務局

事務局で今までの内容を整理させていただきます。いろいろなご意見を伺ってまいりましたが、主催について、市と教育委員会については、免除ということでご確認いただきました。

共催については、基本的には減免規定をなくす。官公署については、これは免除ということでご確認いただいています。その下の福祉関係団体等については、これはコミュニティ施設でございますので、障害者基本法のみ適用というところで、その他は、全て免除はしないという原則で整理したいと思います。何かご意見があればお願いします。

(休憩)

委員長

それでは、再開致します。

副委員長

先ほどもお話ししましたが、地域センターだけでこれだけ時間がかかっていますので、残りを話し合っていくには、時間があっても足りないと思います。基本的なものを決め、それでもやはり、例えば福祉の関係やスポーツ関係、これは例外的に、「使用料を半額」など、そういうふうに決めていけたらと考えます。

どう考えても法律的に障害者の方は、減額しないとイケないですし、あとスポーツ関連の施設も小学校・中学校など、きっと例外もあると思います。そうしていけば早く終わると思います。

〇〇委員

それでいいと思います。

委員長

それでは、原則論を基に進めるということで、進行していきます。

事務局

委員長、よろしいですか。今の福祉対策関係については、確認ですが、身体障害者、それから知的障害者については免除ということで整理します。次に老人、母子、児童の部分については、免除はしないということでよろしいでしょうか。

委員長

はい。

事務局

「市長が特に認めたとき」の部分ですが、事務局としては、あいまいな表現の規定になっておりますから、ここについては全ての施設について削除ということを考えています。

委員長

ご意見等があれば、お願いします。

〇〇委員

少しはっきりした文言で記述をしたほうがいいと思います。「市長が特に認めたとき」については、きちんと明確にしたほうがよろしいのではないのでしょうか。今まであいまいだったと思います。

委員長

あいまいな表現はしないということで、削除しますがよろしいでしょうか。

〇〇委員

よろしいかと思います。

〇〇委員

例えば、その他のところではいろいろな事例がございます。その点についてはっきりさせていただきたいと思います。今の“特に認めたとき”を適用しているものの中に、「ポカポカ春のつどい」、「子どもまつり」など、そういう実行委員会でやっている事業がありま

す。そこは、今、教育委員会としては、教育委員会が特に認めるところで免除の扱いをしています。どうしていきべきなのでしょう。それを取ってしまうと、当然有料ということになります。

〇〇委員
なりますね。

〇〇委員
そのような事業あるとお考えの上でご判断いただければと思います。

事務局

現在、そのような事業に補助金がないとすれば、市の介入が明確ではなく、公共的活動と認めるのは難しいので有料化になります。先ほど〇〇委員がおっしゃったように、教育委員会で年度当初に要綱を作る際に、そこは各要綱の中で減免にしていくなど、規定の中で整備し明確化していけばよいのではないかと思います。

委員長

当委員会としては要綱等である程度まとめて、きちっとやれる範囲のところはお願いしたいと思います。

〇〇委員
全体を、これから基本的なことを話し合うということでしたので、確認させてください。市が委託しているものというのは免除でいいのでしょうか。

もう1点。市の補助金がついているものは免除になるのでしょうか。そこを確認してもらいたい。文化協会は、実は市から約1,540万円の予算のうち、8割が市の委託と補助金でやっています。今までは免除していただいているので、確認したい。

委員長

これは、原則論から言えば、今度は有料、徴収するというような方向になります。

〇〇委員
そうすると、委託事業はいいのでしょうか。委託している事業について、市の主催と同様な扱いだから免除でいいのでしょうか。

事務局

そうです。市が委託する事業については免除となります。

〇〇委員

分かりました。活動的には、市からの委託事業がほとんどになります。それから、市の主催はもちろん分かります。共催は駄目なのも分かりました。市から補助金を受けている事業もあります。例えば、市の文化祭は、社会教育活動費として90万の補助金を受けています。施設については、今までは無料で貸していただいています。有料化になるとどうなるのでしょうか。

〇〇委員

〇〇委員がおっしゃっているのは、補助金を出して、そこが主催した事業で、有料にしてしまうと結果的に補助金に跳ね返り、補助金を結局市がその分さなければいけないということですよ。

〇〇委員

文化協会の皆さんで負担して頂くものですから、税金のほうに跳ね返るっていうのは本末転倒です。補助金が増えるという発想がおかしいと思います。一部負担を文化協会、体育協会にお願いしていいかなという考え方ですから。文化協会が一部負担であれば、補助金を増やさなきゃいけないという発想ではありません。

事務局

先ほどの〇〇委員のほうからありました団体が主催している公益的事業の扱い、それから今、〇〇委員のおっしゃった文化協会の会員さんが補助金を使って行っている活動の扱いについてですが、その部分を、これを仮に条例で「市長が特に認めるもの」というのを残さないといけないという前提に立てば、その下に条例を受けて規則を作る。その際に限定的な事業名を、規則の中で決めていくというところで、こちらとして事務局で1回検討させていただきたいと思っております。

その際に、検討委員に部長が入っておりますので、部長のほうから実態を聞きながら、減額・免除でやむを得ないという事業について、まとめさせていただきたい。

委員長

結構だと思います。

〇〇委員

確認のために、もういちど整理をお願いします。

事務局

市・教育委員会の主催については免除。共催は有料。それから官公署については免除。障害者のところについては免除。その上の老人・母子・児童の部分については免除はなし。

〇〇委員

地区センターというのは「老人福祉センター」というのが正式な名称になります。ここに関しては、通達のとおり、「無料または低額の料金」となっております。

担当部と致しましては、「老人福祉センターの利用は原則として無料とする。ただし、必要により費用を徴収する場合にあっては、当該利用に直接必要な経費」という通達を考慮して頂きながら、検討して頂きたい。

近隣市においても、老人福祉センターについては無料です。ただ、お風呂については別で考えてください。

事務局

先ほどの、今の老人福祉法の関係ですが、老人福祉センターの、要するに老人福祉機能の部分については、もともと無料になります。また、お風呂もそうです。ただし、今ここで討議している内容は、コミュニティ機能の部分を討議しています。

〇〇委員

今、お話がありましたように、老人福祉法に基づいて、老人は、補助金を国とそして市から頂いているわけです。そういう補助金に基づいて、大体補助金が主になって活動をしているということもあります。もちろん、自分たちの自費も出しています。

そうしますと、やはり、非常に使う回数が多い現状を考えますと、非常につらいわけです。いろんな活動をしており、そういう活動が、先ほど申しましたが、老人の体力や健康維持など、国の方針に合うわけです。

ですから、回数が時々だったら、それは費用を全部負担しても構わないと思いますが、実は本当に毎週開催するように組まれています。そういう活動ですから、非常に費用が高くなりますと、年間の活動回数を減らさざるを得なくなります。その点については、ご配慮を願えればと思います。

事務局

検討対象となっている地区センターとして並んでいる会議室、料理集会室、講習会室、和室がありますが、ここの利用については、コミュニティ機能の施設になりますので、通達から外れるものと考えています。

〇〇委員

つまり、老人集会室とか老人娯楽室は、今まで通りということですか。

〇〇委員

私が先ほどからお話ししているのは、会議室のことを言っています。会議室まで、60歳以上は無料というのは、ちょっと甘すぎるのではないかと思います。お風呂のほうは、また別の議論になります。

〇〇委員

わかりました。老人集会室とか老人娯楽室については別ということで理解しました。

ただ、会議室についても、担当部としては減免をお願いしたいと思います。先ほどの地域センターと同じで、地区センターに関してもお願いしたい。

〇〇委員

免除されるものを特定して限定したらどうかというお話がありました。それについて、どうしたらいいでしょうか。

事務局

もしご要望があるのであれば、先に出していただいて、後ほど検討させていただきます。

委員長

〇〇委員よろしいでしょうか。

〇〇委員

地区センターについては、確かに会議室があります。ただ、担当部の願いとしては、60歳以上の方には減免か免除をお願いしたいと思います。

事務局

福祉施設のほうは、まず主催から公益までは共通的な部分なので、ここは省かせていただいてもよろしいでしょうか。福祉対策関係団体は、地区センター、コミュニティ施設部分をどうするかということがありますので、ここだけお決めいただくべきかと思います。さいわい福祉センターの所についても同様に、取るか取らないかというところをお決めいただきたいと思います。

その下にある、身体障害者手帳の部分については、障害者基本法がありますから、そこは先ほど話した中では免除ということで良いと思います。

副委員長

身体障害者と知的障害者は免除、地区センターは高齢者を半額にし、あとは徴収するという考えはいけませんか。

事務局

設置目的が、先ほどのコミュニティ施設は、目的が一般の市民の方が対象ということがありますし、地区センターは福祉施設という話になりますので、そこをどうとらえるかといったところがあると思います。ただそこを、高齢者の方々のところを、減額かするかどうかは決まっていませんので、そのような討議をお願いしたい。

〇〇委員

さいわい福祉センターについては施設の目的、障害者については、もちろん今、免除ということでお話をいただいておりますが、この建設を、ある程度地域に受け入れてもらうために、自治会活動について免除ということで、今現状では規則に入っています。

また、社会福祉協議会に登録した団体が、福祉目的に会議室を使用する場合ということがありますが、このところをご議論をいただいております。これをご議論いただく上で、免除か減免と、もちろんなしというものもあるのかもしれませんが、ご検討いただければと思います。

委員長

〇〇委員からのご発言ですが、ご意見をお願いします。

副委員長

よろしいでしょうか。コミュニティ施設関連と福祉施設関連については、同じ考え方は適用できないということでしょうか。

〇〇委員

担当部と致しましては、一律にはなかなか難しいと考える。

副委員長

福祉施設関連とコミュニティ施設関連は、別に考えたほうがいいということでしょうか。

〇〇委員

施設ができた目的がそれぞれ違うので、全て同じということは、難しいと考える。

副委員長

そうすると、教育施設関連については、また別に考えなければいけないのですか。

〇〇委員

それはまた教育施設関連の時に話しがあると思います。

副委員長

分かりました。

〇〇委員

ただそうすると、運用に非常にあいまいさがでると思います。私は、具体的に言うと、そのさいわい福祉センターはそういう経緯があるのかもしれませんが、自治会の部分、市および社会福祉協議会に登録した団体等については、使用料を徴収することが妥当ではないかと、個人的には思います。

もう一つ補足するならば、先ほどから話をしていますように、老人集会所および老人娯楽室、これは私も利用させてもらっていますが、今まで年金と医療と介護で、非常に今まで優遇されてきたことを鑑みますと、やはりここは子どもおよび孫の世代に負担を残さないという私の考えからいきますとここは子どもと孫のためにも、1回100円か50円かは別にしましても、一部負担をやっていこうじゃないかと個人的には考えます。費用については今後の検討課題になると思います。減額になるのか一部負担をどうするかは、今後の検討課題にするとして、基本的な考えとしては、先ほどのコミュニティ関連と同じようにした方がいいと思いますし、市民の理解が得やすいと思います。

副委員長

コミュニティ施設関連の考え方がある程度まとまっていますから福祉施設関連も同じ考えを踏襲した方がいいのではないのでしょうか。また、これはというようなところがあれば、例外規定で行った方がいいと思いますし、それはおかしいというのであれば、限定列挙されてもいいと思います。

事務局

今の副委員長からのお話からすると、地区センターの部分については、一応法律があつて、地区センターの部分、コミュニティ部分について、ここは配慮するのかどうかというところが、軽減という言い方をしますけど、まったく料金を全て徴収するというのではなくて、減額すべきなのか、目的施設というところをとらえると、地区センターに限っては軽減すべきだという方向付けをするのかどうかということが1点あります。

あと、先ほど〇〇委員からお話があつた、減額するかどうかということが今後の検討

課題というお話がありましたが、ここで、減額・免除の方向付けはしていかないと、整理ができず、報告書ができません。軽減を図るのか、まったく外して料金をいただくのか方向付けをしていかないと報告書が書けなくなってきます。先ほどの地区センターの部分も含めて、どちらの方向に向かうのかっていうところだけはお決めいただきたいと思います。

〇〇委員

今のは、減額をするということは駄目ということですか。免除はしません。今まで 1,000 円掛かっていたのを 500 円にするというようなことは駄目ということですか。

事務局

そうことではないです、今、全部免除になっているわけですから、免除はしないという話がありましたが、それを踏まえて減額というか軽減を図るべきなのか、それとも料金を全部もらうのか、どちらかの方向付けをしなくてはいけないということです。

〇〇委員

減額をきめることは難しいと思います。それは事務局のほうで行って頂きたいと思いません。

委員長

原則的には、この市の財政状況からすれば、今までわれわれが決定してきたことは、原則論から言えば「いただきますよ」ということになります。しかし、今それぞれ担当部局の部長からの話で、なかなかそうはいかないという部分については、部局の中である程度、考えて頂きたい。どうでしょうか。

事務局

一度、今までのご意見を、各部長も私も伺っていますので、一度内部で集まりまして、現状も踏まえて公益性をどう担保するのか話し合い、その結果を次回の会議に提出させていただきたいと思えます。

〇〇委員

私としては、免除は外していただいて、減額については、例えば 10 分の 1 にするのか半額にするのかはわかりませんが、どういう案にされるのかは、それはそれで次回に出していただければありがたいと思えます。

委員長

話は変わりますが、〇〇委員からも前に話がありましたが、これは後で質問しますが、

現在は、維持管理補修、そういうお金もないわけですよね。だから、できるだけ徴収するという原則はしっかり守りながら、それぞれのお立場もあるでしょうから、それは申し出ていただきたいと思います。

副委員長

原則、コミュニティ施設関連と同様の考え方として、それ以外どうしても、これは減額だというものを限定列举で入れていただければと考えます。

委員長

減額については、やはり高齢者を守る、社会的弱者を守る等の意見がありましたが、そういう気持ちは、われわれは常に柔軟に対応していくという委員会の心として、ぜひお願いしたいなと思います。いかがでしょうか。

〇〇委員

質問させていただいてよろしいでしょうか。「特に市長が認めたとき」の議論だけで、保育とか学校とか、社会教育関係とか、その他のところは、原則どうなるのでしょうか。

事務局

保育園等が使う場合については、担当課が施設所管課に対して申し込みを致しますので、公用扱いになります。そういう扱いで処理をしていきたいと事務局では考えています。

また、社会教育関係も、同様です。要するに、その所管課が、それが市の公益事業だと認めるか認めないかになります。それだけなら、担当所管が申し込みできるものであれば、問題ないと考えます。そのほかの「市長が特に認めるもの」というところで処理ができるものかどうかというのは次の考え方になります。それが、規定に当てはまらなければ、全額徴収となります。

〇〇委員

免除はしないという議論ですよね。しないということで、減額はまだ決まっていないということですか。

事務局

免除という場合も、今申し上げたように、公立保育園が学校のグラウンドを使いたいという場合には、市の保育課が教育委員会に申し込みますから、それは公用扱いとします。ですから、ここでは使用料の関係は発生しませんので、この議論からは外れるというふうに事務局は考えています。

〇〇委員

例えば学校で、自由学園さんが使いたいっていうのはどうなるのでしょうか。

事務局

外部団体が使うには、それは「市長が特に認めるもの」という一文を残した上で、各施設の規定を使って、限定列記でそこは扱っていく方がよろしいのではないのでしょうか。

また、今回の会議において、原則は徴収していくという原則がありますので、今の現状は、いろいろな減免規定がありますが、こちらの会議のご意向を受けて、前提は徴収するところから整理をしていくという考え方でよろしいのでしょうか。現状を踏まえての検討ではないということで整理をしていきたいと思えます。

委員長

極端な話ですが、市と教育委員会の主催以外は、原則、全て徴収するという考えで行きたいと思えます。その中に、法律に基づくものがあれば、それぞれの部局の中で相談して頂き、その素案に盛り込み、次回のたたき台としたいと思えます。減額・免除の規定は特例なものという方向でをいきたいと考えています。しかし、そうかと言って、社会的弱者については、当然考慮できればと思えます。

事務局

教育委員会が所管する施設についてご討議されていませんでしたが、基本的な部分のご意見等いただいて、大体方向性が出てまいりました。それを踏まえた形で、改めて素案の中で入れていきたいと思えます。その段階で、またご討議いただければと思えます。

今回は、引き続き、減額・免除について、また、本日できませんでした地区センターのお風呂について、使用料の改定サイクルについてを議題とさせていただき、報告書の素案についてもご提示していきたいと考えています。

委員長

素案作りについては、事務局と私も入りながら検討していくということでご了解いただきたいと思えます。

事務局にお聞きしますが、現在、使用料の検討を行っていますが、今後の維持補修や維持管理にかかる経費についてはどうお考えでしょうか。

事務局

今、委員長からお話がありました経費についてですが、庁内検討委員会の報告書の中で公共施設等整備基金を積み立てていくべきだと述べさせていただいております。検討委員会の中でも、増収部分については維持管理費に使っていくといいのではないかとご意

見も頂いておりますので、そういった内容を含めた素案作りをしていきたいと思ひます。

委員長

それでは、次回に開催日程について事務局から願ひします。

事務局

次回及び8月の開催日程を決めたいと思ひます。事務局としては7月12日木曜日午前10時からと8月9日木曜日午後3時を提案します。8月9日が最後の委員会になり、その後、8月末に市長報告になりますが、委員長・副委員長にご出席いただきて報告していく形式を取らせて頂きたいと思ひます。

委員長

開催日程については、7月12日と8月9日でお願ひしたい。

事務局

それでは7月12日木曜日午前10時からと8月9日木曜日午後3時の開始でお願ひします。

委員長

本日は、本当に大変難しい問題をまとめさせていただきまして、本当に感謝申し上げます。それでは、これで第六回検討委員会を終了します。